

被保険者及び被扶養者の「収入」とは、下記のもものが対象となります。

「収入」とは、毎月々に得ることができるような収入や、毎月は得られないが毎年継続的に繰り返し得られる性質の収入を指します。

収入の種類	内 容
給与収入	給料・賞与等 (※ 通勤手当等の諸手当を含み、税や社会保険料等控除前の総収入額とします。)
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金（遺族・障害年金を含む）等 (※ 税や社会保険料控除前の受給総額とします。)
事業収入・不動産収入	一般事業・農業・漁業から生じる収入、土地・家屋等の賃貸収入 (※ 所得税法上の必要経費控除前の総収入を基本として、売上高から売上原価・固定資産税等を控除した額を収入とする。 なお、最終的な収入額は、ご提出いただいた決算書等をもとに計算のうえ算出し判断致します。)
利子収入・配当収入	預貯金利子・株式配当等 (※ 税を控除する前の額とします。)
雑収入	原稿料・執筆料・講師謝礼金・講演料・出演料等 (※ 税を控除する前の額とします。)
休業給付金等	傷病手当金・出産手当金等
雇用保険・労働者災害補償保険法の給付金	雇用保険給付金、その他休業補償給付費等 (※ 税や社会保険料控除前の受給総額とする。)
生活保護法に基づく保護	生活扶助

被保険者の「給与収入」だけでは、被扶養者として認定する方の年間収入の2分の1を上回らない場合で、「給与収入」以外の収入がある場合は、上記表をご参考のうえ、その収入を証明できる書類を添付ください。なお、上記以外の収入に関するお問い合わせ・不明な点等ございましたら、当健保組合業務課（Tel 03-3662-9951）までお問い合わせください。